

様式第十二（第十一各関係）（令三環省令六・令改令三環省令八・一部改正）

(表 面)	
<p style="text-align: center;">この証明書を携帯する者は、動物の愛護及び管理に関する法律第二十四条第一項（第二十四条の四第一項において読み替えて連用する場合を含む。）及び第二十四条の二第三項に規定する立入検査を行う職員である。</p>	<p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; margin: 0 auto; text-align: center; line-height: 50px;">写 真</div> <p style="text-align: center;">所 属 職 名 氏 名 生 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 発 行</p> <p style="text-align: center;">都 道 府 県 知 事 ( 市 長 ) 印</p>

備考 この用紙は、日本産業規格 A 6 とし、厚紙を用い、中央の点線から二つ折りするものとする。

<p>動物の愛護及び管理に関する法律抜すい</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第二十四条 都道府県知事は、第十条から第十九条まで及び第二十一条から前条までの規定の施行に必要な限度において、第一種動物取扱業者に対し、飼養施設の状態、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該第一種動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>32 第二十四条の二(略)</p> <p>(第一種動物取扱業者であつた者に対する勧告等)</p> <p>3 都道府県知事は、前二項の規定の施行に必要な限度において、第十三条第一項若しくは第十六条第二項の規定により登録がその効力を失ひ、又は第十九条第一項の規定により登録をする動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物の管理の方法その他必要な事項に関する場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>4 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。</p> <p>第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>一・二 (省略)</p> <p>第三十二条第四項(第二十四条の四第一項において読み替えて準用する場合を含む。)、第二十四条の二第三項若しくは第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>四 (省略)</p>
--	--